

私立高等学校生徒等奨学給付金給付要綱の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 後																						
<p style="text-align: center;">私立高等学校生徒等奨学給付金給付要綱</p> <p>[略]</p> <p>(給付対象者)</p> <p>第3条 給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、給付を受けようとする年度の7月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号いずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 給付金を申請する年度における保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税である者又は生活保護受給世帯である者</p> <p>[略]</p> <p>(給付金の給付額等)</p> <p>第4条 給付金の給付額は、次の表に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="136 719 1088 1161"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>高校生等1人当たりの給付金の給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 生活保護受給世帯</td> <td>年額 52,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税である世帯（(1)の場合を除く。）</td> <td>(2) 通信制以外の高等学校等に在学する高校生等((4)の場合を除く。)</td> <td><u>年額 84,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 通信制の高等学校等に在学する高校生等</td> <td>年額 38,100円</td> </tr> <tr> <td>(4) 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に在学する高校生等及び高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる通信制以外の高等学校等に在学する高校生等</td> <td>年額 138,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年6月30日から施行し、平成29年度分の事業から適用する。</p>	区 分	高校生等1人当たりの給付金の給付額	(1) 生活保護受給世帯	年額 52,600円	保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税である世帯（(1)の場合を除く。）	(2) 通信制以外の高等学校等に在学する高校生等((4)の場合を除く。)	<u>年額 84,000円</u>	(3) 通信制の高等学校等に在学する高校生等	年額 38,100円	(4) 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に在学する高校生等及び高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる通信制以外の高等学校等に在学する高校生等	年額 138,000円	<p style="text-align: center;">私立高等学校生徒等奨学給付金給付要綱</p> <p>[略]</p> <p>(給付対象者)</p> <p>第3条 給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、給付を受けようとする年度の7月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号いずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 給付金を申請する年度における保護者等全員の<u>道府県民税所得割額及び</u>市町村民税所得割額が非課税である者又は生活保護受給世帯である者</p> <p>[略]</p> <p>(給付金の給付額等)</p> <p>第4条 給付金の給付額は、次の表に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1171 719 2123 1161"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>高校生等1人当たりの給付金の給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 生活保護受給世帯</td> <td>年額 52,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保護者等全員の<u>道府県民税所得割額及び</u>市町村民税所得割額が非課税である世帯（(1)の場合を除く。）</td> <td>(2) 通信制以外の高等学校等に在学する高校生等((4)の場合を除く。)</td> <td><u>年額 89,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 通信制の高等学校等に在学する高校生等</td> <td>年額 38,100円</td> </tr> <tr> <td>(4) 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に在学する高校生等及び高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる通信制以外の高等学校等に在学する高校生等</td> <td>年額 138,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年6月30日から施行し、平成29年度分の事業から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成30年6月25日から施行し、平成30年度分の事業から適用する。</u></p>	区 分	高校生等1人当たりの給付金の給付額	(1) 生活保護受給世帯	年額 52,600円	保護者等全員の <u>道府県民税所得割額及び</u> 市町村民税所得割額が非課税である世帯（(1)の場合を除く。）	(2) 通信制以外の高等学校等に在学する高校生等((4)の場合を除く。)	<u>年額 89,000円</u>	(3) 通信制の高等学校等に在学する高校生等	年額 38,100円	(4) 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に在学する高校生等及び高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる通信制以外の高等学校等に在学する高校生等	年額 138,000円
区 分	高校生等1人当たりの給付金の給付額																						
(1) 生活保護受給世帯	年額 52,600円																						
保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税である世帯（(1)の場合を除く。）	(2) 通信制以外の高等学校等に在学する高校生等((4)の場合を除く。)	<u>年額 84,000円</u>																					
	(3) 通信制の高等学校等に在学する高校生等	年額 38,100円																					
	(4) 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に在学する高校生等及び高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる通信制以外の高等学校等に在学する高校生等	年額 138,000円																					
区 分	高校生等1人当たりの給付金の給付額																						
(1) 生活保護受給世帯	年額 52,600円																						
保護者等全員の <u>道府県民税所得割額及び</u> 市町村民税所得割額が非課税である世帯（(1)の場合を除く。）	(2) 通信制以外の高等学校等に在学する高校生等((4)の場合を除く。)	<u>年額 89,000円</u>																					
	(3) 通信制の高等学校等に在学する高校生等	年額 38,100円																					
	(4) 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に在学する高校生等及び高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる通信制以外の高等学校等に在学する高校生等	年額 138,000円																					